# 障害者自立支援法等の改正について (国資料の抜粋)

### 障害者自立支援法等の改正について

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成 23 年 2 月 22 日 (火)

#### 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの 間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨

公布日施行

- 一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の 地域生活支援のための法改正であることを明記
- ② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日(平成24年4月1日(予定))から施行

- 一 利用者負担について、応能負担を原則に
- 一 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
- ③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
- ④ 相談支援の充実

原則として平成24年4月1日施行(予定)

- 一 相談支援体制の強化 ( 市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化
- 一 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大
- ⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
- (障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
- 一 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 一 在園期間の延長措置の見直し (18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。 その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。
- ⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日 (平成23年10月1日(予定))から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化)
- (その他)(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、
  - (3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、
  - (5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6): 公布日施行 (2)(4)(5): 平成24年4月 1日までの政令で定める日 (平成24年4月1日(予 定))から施行

# ① 趣旨

#### 趣旨

(課題) 改正の趣旨を明確にする必要。

→ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて<u>障害保健福祉施策を見直すまでの間において</u> **障害者及び障害児の地域生活を支援するため**、関係法律を整備するものであることを明記。

3

## ② 利用者負担の見直し

(施行期日)

平成24年4月1日までの政令で 定める日(平成24年4月1日 (予定))から施行

### 利用者負担の規定の見直し

- (課題) 累次の対策により、負担上限額は大幅に引き下げられており、実質的に負担能力に応じた負担 になっているが、法律上は1割負担が原則となっている。
- → <u>法律上も負担能力に応じた負担が原則であることを明確化。</u> (ただし、サービス利用量が少なく、1割負担の方が低い場合には1割)
  - ※ 例えば、現在、市町村民税非課税世帯については、利用者負担は無料。
  - ※ 利用者の実質負担率0.37%(H22.10国保連データ)。

### 利用者負担の合算

(課題) 障害福祉サービスと補装具の利用者負担の上限額は、それぞれに別に設定されている。

→ **高額障害福祉サービス費について補装具費と合算**することで、利用者の負担を軽減。

### 利用者負担の規定の見直し(平成24年4月1日施行予定)

- 今般の改正により、負担能力に応じた利用者負担とすることを法律上明確化。
- これにより、障害者等に支給される介護給付費等の月額は、以下のとおりとなる。

(改正前)障害福祉サービスに要する費用の額の100分の90

「ただし、当該費用の1割相当額が、家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を 超える場合は、支給される月額を100分の90を超え100分の100以下の範囲内で調整。

(改正後) 障害福祉サービスに要する費用の額 ー

家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額

ただし、当該政令で定める額が当該費用の1割相当額を超えるときは、 当該1割相当額

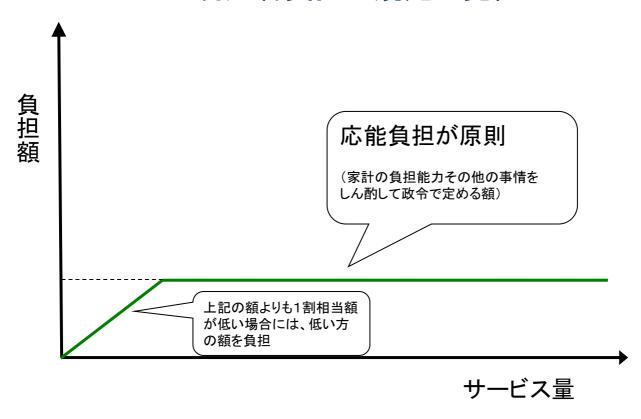
- ※ 自立支援医療、補装具、障害児通所支援、障害児入所支援等に係る利用者負担及び給付費についても同様。
- 「家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額」(負担上限月額)、その判定基準(階層区分、世帯の範囲等)などについては、予算編成等を踏まえながら順次連絡。

5

# 利用者負担に係る規定の見直しについて

〇市町村が障害者に対して支給する給付費の月額

# 利用者負担の規定の見直し



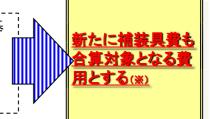
7

### 利用者負担の合算(平成24年4月1日施行予定)

- 今般の改正により、高額障害福祉サービス費等の支給対象に補装具に係る利用者負担を加え、高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を支給。
- 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費 は、同一の世帯に属する支給決定障害者等に係る以下の利用者負担の合算額が一定の 額を超える場合に、当該超える部分に相当する額を支給(償還)するもの。
  - ① 障害福祉サービスに係る利用者負担
  - ② 補装具に係る利用者負担
  - ③ 介護保険法に基づく居宅サービス等に係る利用者負担
  - ④ 障害児通所支援に係る利用者負担
  - ⑤ 障害児入所支援に係る利用者負担
- 詳細は、予算編成等を踏まえながら順次連絡するが、基本的な考え方は以下のとおり。
  - · 自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療に係る 利用者負担については、従来と同様、合算の対象外であること。
  - · 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を併給する場合は、それぞれの支給(償還)額につき、従来と同様の方法により 按分して算出するものであること。
    - ※ 高額障害福祉サービス等給付費及び高額障害児通所給付費は市町村、高額障害児入所給付は都道府県、 指定都市及び児童相談所設置市において支給 8

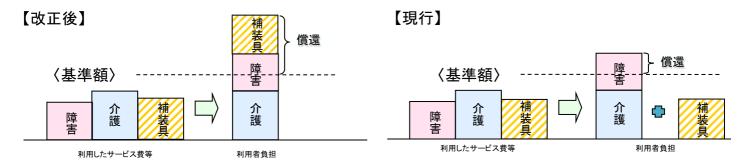
### 高額障害福祉サービス費の補装具費との合算

- 現在、「高額障害福祉サービス費」は、次の各サービスの利用者負担額を合算した額が基準額を超える場合に、基準額を超える額を償還して給付する制度。
  - (1)同一世帯の他の者が利用する障害福祉サービスに係る費用
  - ②障害福祉サービス利用者本人が利用する介護保険法上のサービスに係る費用
  - ③同一世帯の児童が利用する児童福祉法に基づく障害児支援に係るサービスに係る費用



※補装具費は、世帯の中に市町 村民税所得割額が46万以上の者 がいる場合は公費負担の対象外 (現行どおり)。

#### <u><例:同一人が障害福祉と介護保険のサービスを利用及び補装具費の支給を受けている場合></u>



9

### ③ 障害者の範囲の見直し

(施行期日) 公布日施行

### 障害者の範囲の見直し

- (課題) 発達障害は、概念的には精神障害に含まれるが、そのことが明確にされていない。
- → 障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、発達障害者が障害者の範囲に含まれることを法律上明示。
  - ※ 発達障害については、発達障害者支援法が整備され、発達障害の定義規定も置かれている。
  - ※ あわせて、高次脳機能障害が対象となることについて、通知等で明確にする。

#### 〇 障害者の範囲について

#### ◆障害者自立支援法との関係について

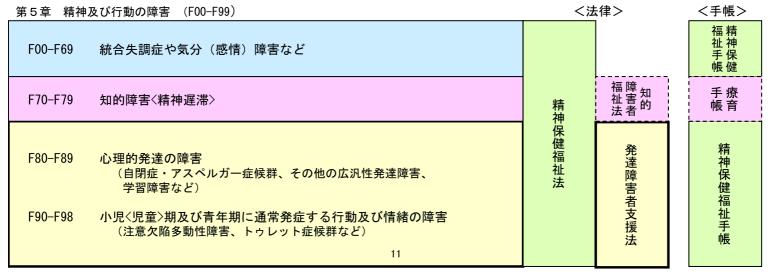
発達障害は従来より障害者自立支援法の対象として取り扱われてきたところであるが、今般「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)」により、障害者自立支援法第4条第1項において、発達障害は精神障害に含まれるものとして法律上に明記されたところであり、各種サービスの対象となるので、改めて管内市区町村及び関係機関等へ周知願いたい。

#### 【 発達障害の定義 】

広汎性発達障害(自閉症、アスペルガー症候群等)、学習障害、注意欠陥・多動性障害等、通常低年齢で発現する 脳機能の障害(発達障害者支援法第2条)

※ICD-10 (疾病及び関連保健問題の国際統計分類)におけるF80-98に含まれる障害 (平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知)

(参考) ICD-10 (疾病及び関連保健問題の国際統計分類)



#### 【 精神保健福祉法における精神障害者の定義 】

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質<u>その他の精神疾患</u>を有する者 (精神保健福祉法第5条) |

 $\downarrow$ 

※神経症性障害、ストレス関連障害、成人の人格および行動の障害、食行動異常や睡眠障害を含む生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群、<u>心理的発達の障害(F8)、小児(児童)期および青年期に生じる行動及び情緒の障害(F9)</u>など

#### 【 障害者自立支援法における障害者の定義 】

この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的 障害者のうち18歳以上である者及び<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達</u> 障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、 知的障害者福祉法にいう知 的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上である者をいう。

(障害者自立支援法第4条第1項)

<発達障害児(者)の利用が見込まれる主なサービス>

- (1)相談支援事業
- (2)日中活動系サービス
  - ①就労移行支援
- ②就労継続支援
- ③自立訓練(生活訓練)
- 4児童デイサービス
- (3)訪問系サービス
  - ①行動援護
- ②短期入所(ショートステイ)
- (4)居住系サービス 共同生活援助(グループホーム)
- (5) 地域生活支援事業
  - ①移動支援